

指定管理者に関する Q&A

Q-1：指定管理者とはどのような制度ですか。

A：地方公共団体（以下「市」）が設置している「公の施設」の管理運営を、市が審査選定の上指定した株式会社や NPO 法人、ボランティア団体などの団体等に「市」に代わっておこなわせることです。指定管理者は、施設の管理（施設の使用許可、利用料金の徴収等）と、施設を使つての運営（各種イベント・事業等）を一括して行うことが可能です。その狙いは、民間の経験や知識やアイデアを活かした営業活動や事業の実施により、市民へのサービスの向上や行政コストの削減を行うことです。柏市で指定管理制度により指定管理者を導入している身近な施設の例として次のものがあります。

アミューゼ柏、柏市あけぼの山公園施設、柏市市営駐輪場、旧吉田邸

Q-2：KIRA と指定管理者の関係を説明して下さい。

A：KIRA は、①；会員向けの行事や広報などを従来通りに KIRA 独自の事業として行いますが、②-A；KIRA 事業の大部分を占める姉妹友好都市交流、語学教室・講座、文化講習・講演会、外国人法律・行政相談、国際交流フェスタなどに ②-B；市が行っている通訳翻訳ボランティアや市内国際交流関係団体情報の提供などを加えて、指定管理者としての事業を行うこととなります。これらの①は KIRA としての担当委員会が、②-A・B は指定管理者 KIRA としての担当委員会が企画運営を行います。つまり、KIRA という大きな組織があり、従来のように総会、監事、理事会、委員長会議や専門委員会があります。国際交流センターの事業についても、これらの組織が取り組みます。

Q-3：今の KIRA の施設と指定管理者の施設との利用方法は同じですか。

A：今の KIRA は事務局や会議室や教室が現事務所（後藤ビルⅢ3・4階）に含まれ、これは KIRA が借用した自前の施設です。事務局員以外は常駐しないで、活動会員は必要な時に事務所 3・4階、あるいは公民館などを使って活動しますが、現事務所の予約は KIRA 内部で行えます。

一方、国際交流センターとは、新ビル 3階の一部の施設を言い、「国際交流センター事務所」（センター事務所）と「国際交流スペース」（作業用テーブル 2個を置いた共用スペース）を合わせた施設です。同センターには今の事務所の 3階や 4階のような自前の会議室や教室用の施設はありません。

センター事務所には事務所職員（KIRA 事務局員が指定管理者の事務職員として勤務）が常駐します。KIRA の活動会員は必要な時に、国際交流センターや「柏市民交流センター」の施設、外部の施設を借用して使用することになります。ここまでは今と同じです。

今との大きな違いは、国際交流センターには現 KIRA 事務所のような自前の会議室や教室がなく、KIRA とは別の指定管理者が管理している「柏市民交流センター」のミーティングルーム、多目的スペースなどの共用スペースを使用料を払って有料で借りて使う点です。

（注）国際交流センター内の国際交流スペースは指定管理者 KIRA の管理下にありますが、

KIRA 会員だけの専用にはできません。他の国際活動団体や訪問者との共用施設です。

Q-4：今の KIRA の事務局や会議室が国際交流センターに移転するのではないのですか。

今の KIRA 事務局はどこへ行くのですか。

A：KIRA の現事務所（後藤ビルⅢ3・4階）は閉鎖します。しかし、KIRA の現事務所がそっくり新ビル3階へ移転するものではありません。KIRA は新たに柏市民交流センター内のワーキングスペースに事務所を移転・登記します。KIRA だけの事務（会員向けの会報作成や総会関連など）は、ワーキングスペースやオープンスペース、ミーティングルームを使用して行います。ただし、KIRA の主たる事業である姉妹友好都市活動や外国語教室などは指定管理事業であるため、国際交流センター事務所で事務を行うこととなります。（事務以外のもの、イベントや講座などは必要に応じてミーティングルームなどを借用して行います）。

Q-5：今の KIRA 事務局員はどこへ行くのですか。

A：KIRA 事務局員は指定管理者として国際交流センター事務所に勤務します。ただし、国際交流センターの事務所の中で会員受付や会費の受領など KIRA 固有の業務は行えないので、そのようなときは国際交流センター事務職員が共用スペースで対応することとなります。繰り返しますが、今回の新施設への展開は現事務所の移転ではなく、市が民間に行わせる市の国際交流事業を大きな核として、新施設をメインベースにして、KIRA が新たな立場で事業を実施することなのです。

Q-6：KIRA が指定管理者になって良いことはなんですか。

A：「柏市国際交流センター」は外国人への情報提供や相談、語学教室、姉妹友好都市、国際交流・国際理解に関する事業など、柏市の国際交流全般を行う施設とし、その管理運営を民間団体に指定管理者として行わせることとして設置されました。従って、KIRA はこの指定管理者になり、国際交流活動をより広い範囲で実施すること、しかも市に代わって主催者として独自性を以って事業を行えること、KIRA の経験やノウハウや独自のアイデアを活かし効率的に活動して市の国際交流に貢献できること、また施設は新しく、安全で、高齢者や身体的ハンディキャップを持っておられる方でも来訪しやすいことなど、そうしたメリットがあります。また、別の観点から言えば、柏市の国際交流活動全般にわたる事業を国際交流センターの指定管理者が行うわけですから、もし KIRA がこの指定管理を受けられなかった場合、KIRA の存在意義が無くなります。今回の指定管理者への応募には「KIRAこそやらねば」と言う意気がありました。

Q-7：市と KIRA の関係はどうなるのですか。

A：市と指定管理者は、事業の内容に関する仕様書に応じて指定管理者が市に事業計画と収支計画を提出し、それに基づいた協定書を締結します。従って、指定管理者はそうした約束事に従って事業を行うことが大切ですが、その実施に当たっては指定管理者はアイデアを絞って良質の事業を効率的経費で実施します。その自由度はあるし、全ての指定管理事業を市の代

わりに行うのですから、行事の主催者であり、今のような市の共催や後援ということはありません。制度として、市のバスを利用するときには、市の職員が同乗しなければならないことなどはありますが、今までのように共催事業である姉妹友好都市の企画に市の職員が参加することもなくなります。市の施設の利用や市のバスなどの使用は、市と同じ立場で利用できます。平たく言うと、指定管理事業では、市と同じ立場で公の施設を使って公の事業を行います。利用者・参加者の皆さんには、公平・平等にご利用いただくことになるので、特定の団体やその会員を優先することではなく、公益事業者として運営することになります。

以上